明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第三条第一項本文中「第五条」を「第四条」に改め、「（以下この項において「認定申請」という。）」を削り、「申請書をその者」を「申請書に、保護者等（令第一条第二項に規定する保護者等をいう。第十条第二項及び第十一条第二項において同じ。）の課税証明書等（令第一条第二項に規定する市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。第十条第二項及び第十一条第二項において同じ。）を添付して、当該受給資格者」に、「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「以下この項及び次項」を「次項及び第十一条第三項」に、「第二条第一項第五号」を「第二条第五号」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「第五条」を「第四条」に、「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第三項中「第六条第一項に規定する受給権者」を「第五条第一項に規定する受給権者」に、「法第六条第一項に規定する支給対象高等学校等」を「同項に規定する支給対象高等学校等」に改める。

第四条第一項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第二項中「第四条第二項第一号」を「第三条第二項第一号」に、「私立高等学校等」を「高等学校等」に改める。

第五条第一項中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項第二号中「第一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第二項中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第七条第一項中「第三条第三号」を「第三条第五号」に改め、「第一条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第二項中「第三条第三号」を「第三条第五号」に改め、「四千八百十二円」を「次の各号に掲げる支給対象高等学校等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額」に改め、同項に次の三号を加える。

一　高等学校及び中等教育学校の後期課程（次号及び第三号に掲げるものを除く。）並びに第一条第一項第一号及び第二号に掲げる専修学校　四千八百十二円

二　地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の定時制の課程　千七百四十円

三　地方公共団体の設置する高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程　三百三十六円

第七条第四項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、第八条を削る。

第九条中「各年度」を「入学年度の四月から六月までの間及び各年度の七月から当該年度の翌年度の六月までの間」に、「及び当該年度のすべて」を「並びに各年度の全て」に改め、「それぞれ」及び「及び当該年度における各月の就学支援金の額」を削り、同条第二項中「各年度における」を「前項の」に改め、同条を第八条とし、第十条を第九条とする。

第十一条第一項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に、「様式第三号」を「様式第二号」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に、「様式第四号」を「様式第三号」に、「申出書を」を「申出書に、収入状況届出書等（様式第四号による届出書に保護者等の課税証明書等を添付したものをいう。次条第一項及び第二項において同じ。）を添付して、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、この省令の規定により既に保護者等の課税証明書等を提出している場合にあっては、当該申出書のみを提出すれば足りる。

第十一条第三項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（収入の状況の届出等）

第十一条　法第十七条に規定する届出は、受給権者が、毎年度、都道府県知事の定める日までに、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、都道府県知事に提出することによって行わなければならない。ただし、法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている場合にあっては、前条第二項の規定により行うものとする。

2　前項の規定にかかわらず、受給権者（法第八条第一項の規定により就学支援金の支給が停止されている者を除く。以下この項において同じ。）は、当該受給権者に係る保護者等について変更があったときは、収入状況届出書等を、支給対象高等学校等の設置者を通じて、速やかに都道府県知事に提出しなければならない。ただし、この省令の規定により既に当該保護者等の課税証明書等を提出している場合にあっては、これを添付することを要しない。

3　都道府県知事は、前二項の規定による届出があった場合において、当該届出を行った者が法第三条第二項第三号に該当すると認めたときは、その旨をその者に対し、その者が在学する高等学校等の設置者を通じて、通知しなければならない。

第十三条中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第十五条の見出し中「私立高等学校等」を「高等学校等」に改め、同条第一項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「第八条第二項及び第三項、第九条から第十二条まで並びに第十四条」を「第八条から第十二条まで及び前条」に、「第二条第一項第五号」を「第二条第五号」に、「、第八条第二項及び第三項並びに第九条」を「及び第八条」に、「第十条」を「第九条」に、「第十一条」を「第十条及び第十一条」に、「第十四条」を「前条」に改め、同条第二項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「第八条第二項及び第三項、第九条から第十二条まで並びに第十四条」を「第八条から第十二条まで及び前条」に、「第二条第一項第五号」を「第二条第五号」に改め、同条第三項中「私立高等学校等」を「高等学校等」に、「第八条第二項及び第三項、第九条、第十一条並びに第十四条」を「第八条、第十条、第十一条及び前条」に、「第二条第一項第五号」を「第二条第五号」に、「第八条第二項及び第三項、第九条並びに」を「第八条、第十条及び」に、「第十四条」を「前条」に改める。

様式第一号から様式第五号までを次のように改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（専修学校及び各種学校の特例）

2　第一条第一項第二号に掲げる専修学校の一般課程には、当分の間、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項に規定する理容師養成施設（理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）附則第三条の規定により同条に規定する学校教育法第五十七条に規定する者を入所させるものに限る。以下この項において単に「理容師養成施設」という。）又は美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第三項に規定する美容師養成施設（美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）附則第三条の規定により同条に規定する学校教育法第五十七条に規定する者を入所させるものに限る。以下この項において単に「美容師養成施設」という。）の指定を受けた専修学校の一般課程を含むものとし、第一条第一項第三号に掲げる各種学校には、当分の間、理容師養成施設又は美容師養成施設の指定を受けた各種学校を含むものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号及び第三号の規定は、この省令の施行の日以降同項第二号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第三号に掲げる各種学校の第一学年に入学する生徒に係る高等学校等就学支援金の支給から適用する。

（文部科学省組織規則の一部改正）

3　文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に改める。